

中伊豆スカイランド別荘地 管理共益規定

平成28年6月1日

第1条 この規定は共和不動産株式会社（以下会社という）が分譲した中伊豆スカイランド別荘地（以下別荘地という）内の維持管理に関する必要な事項を定めるものとする。

第2条 会社は別荘地管理者及び水道施設責任者を定めて維持管理にあたり、分譲区画地及び建物所有者は、管理共益費（以下管理費という）を分担するものとする。

第3条 前条による会社が行う業務は次のとおりとする。

- (1) 別荘地内の樹木、庭石の盗難及び不審者、火災の警戒見回り
- (2) 別荘地内の道路及び排水路の補修整備
- (3) 街路灯の維持管理及び電気料の支払い
- (4) 土地又は建物所有者へ必要と思われる諸連絡
- (5) 道路及び施設等その周辺の除草

*但し、管理費が未納の土地建物については、上記の業務は行なわないものとする。

第4条 第2条に定める管理費及び納入方法は次によるものとする。

- (1) 土地のみ 每月 1 m²当り 2円
- (2) 土地建物 每月 1戸に付 4,000円
但し、建物の延面積 200 m²以上は、6000円
300 m²以上は、当社にて査定
- (3) 水道料 一戸に付 2,000円（定額）
但し、特に給水量が多いと思われる場合には、当社にて査定する。
- (4) 水道加入金 13mm 20万円（既存建物への入居時含む）
（給水管口径） 20mm以上 25万円（ “ ” ）
- (5) 電気料金 各自にて申し込み直接お支払い下さい。
東京電力 伊豆支社 Tel (0120) 995-902
- (6) 管理費の支払方法
上半期分（1月～6月）・下半期分（7月～12月）の年2回に
分けて、銀行振込みにて支払う。
但し、振込費用は自己負担とし、前納も可とする。

- (7) その他
- 1、経済事情の変動により、前項の管理費の規定を改訂することができる。この規定を改訂する場合には、地内所有者に事前に通知するものとする。
 - 2、会社は管理費に関する収支決算報告はしなくても良いものとする。
 - 3、各区画所有者様の土地内の樹木伐採、草刈等は各所有者様の負担とする。

第5条 天災地変などのやむを得ない理由により、別荘地の共有施設が著しく損壊した場合の復旧工事費については、前条による管理費とは別に会社は土地面積の割合及び、建物面積の大小をもって分担金を請求することができる。

第6条 別荘地に住宅を建築又は入居（既存建物）する場合には、事前に水道加入金を納入り建物の面積・建築費用・建築主などを届け、施設利用の承諾を得なければならない。この施設利用に関する費用は、建築費の2%とする。

第7条 家庭用雑排水は、良好な環境衛生を保持するため、浄化槽を設置して処理しなければならない。

第8条 別荘地内には、倉庫・工場・作業場など、別荘地として環境を阻害するような建物や、その他の施設を建設してはならない。

附 則 この規定は昭和47年1月1日から施工する。

附 則 この規定は一部改訂し昭和52年7月1日から施工する。

附 則 この規定は一部改訂し昭和63年10月1日から施行する。

附 則 この規定は一部改訂し平成4年1月1日から施行する。

附 則 この規定は一部改訂し平成27年6月1日から施行する。

〒491-0866

愛知県一宮市城崎通7丁目22番地

共和不動産株式会社

TEL(0586)71-6011

FAX(0586)73-1541

振込銀行、三菱東京UFJ銀行・一宮支店

普通No.0726301